

湯河原海水浴場における共通ルール

(1) 営業時間の設定について

湯河原海水浴場の開場時間及び、海の家営業時間は午前8時から午後5時までとする。

但し、花火大会等のイベント開催時は、営業時間終了後の営業も可とするが、周辺住民より苦情が寄せられないよう、節度ある時間内にて営業を終了すること。

(2) 「クラブ化」の形態による営業について

「クラブ化」の形態による営業は行わない。

音楽イベント等の開催を予定している海の家については、事前に組合へ相談し協議をする。

遅くとも音楽イベント等の実施予定日の2週間前までに、申請書及び自主ルールを神奈川県河港課へ提出すること。

(3) 騒音対策について

騒音対策については、近隣の迷惑にならないよう対策を講じること。

(4) 暴力団排除の徹底について

湯河原海水浴場協同組合規約第14条の規定により、暴力団排除の徹底を図ること。

(5) 風紀上の対策について

ア 従業員の刺青・タトゥ等について

海水浴場の利用者に威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥ等の露出は控える。

イ 未成年者への酒類・タバコ販売の防止

酒類・タバコを販売する際には、購入者が成年であることを運転免許証等により確認したうえで販売する。

ウ 酒類の提供制限

泥酔客への酒類の提供は行わない。

エ 客引きについて

強引な客引きは行わない。

(6) ゴミの処理及び清掃について

毎日のゴミの処理は、ゴミ収集業者と契約を結び適切な処理を行う。分別を徹底し、定められた収集場所へ搬出すること。

使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

台風等の荒天後のゴミの後片付けについては、組合員主体で実施し、清掃終了後のゴミの処理については、担当課へ連絡し、町焼却施設へ搬入する。

(7) 災害発生時など緊急時の対応について

危機管理マニュアルの手順に基づき、海水浴場設置者・海水浴場協同組合員・監視員等が連携し、避難誘導をする。

(8) 責任の所在、要望・苦情への対応について

海の家運営に関して、海水浴場の利用者や地元等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海を家の事業者と現地営業責任者との連絡体制の整備、組合の代表者への報告手続等を整備すること。また、組合は内容をとりまとめ、シーズン終了後、関係機関からの要請があれば、これを報告する。

(9) 占用許可区域以外の土地の独占排他的な利用制限について

占用許可区域以外の土地の独占排他的な利用制限について海を家の占用許可区域以外の土地については、独占排他的な利用は認められないので、ロープや工作物を設置することにより区画を定める等の独占排他的な利用をしないよう徹底する。

(10) 原状回復の徹底について

海の家は許可を得た占用期間を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、ゴミその他一切の物を全面的に撤去し、原状回復を徹底する。

(11) 海を家の建築・撤去時の注意について

海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板等の対応を適切に行う。

また、海を家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮する。

(12) 合同パトロールについて

町・県・関連団体・警察で合同パトロールを適宜に実施する。

(13) 新型コロナウイルス感染症の感染防止について

海水浴場内において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、海水浴場設置者、海を家の関係者及び海水浴場利用者が一体となって、「湯河原海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」を順守し、感染防止対策に取り組む

まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施された場合には、海水浴場設置者及び海を家の関係者は、県の要請に対し協力し、要請内容の順守に努める。特に、緊急事態措置の適用状況などを踏まえ、国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、県が海水浴場の休場を要請

した場合には、海水浴場設置者は速やかに海の家関係者と協議して、海水浴場を休場することとする。

「湯河原海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」は、別冊のとおりとする。